

新しい環境基本計画のあり方に関する意見募集（※）の結果

〔目次〕

意見番号	頁	意見番号	頁
No. 1	1	No. 1 4	2 9
No. 2	3	No. 1 5	3 0
No. 3	5	No. 1 6	3 3
No. 4	6	No. 1 7	3 5
No. 5	8	No. 1 8	4 1
No. 6	1 0	No. 1 9	4 5
No. 7	1 1	No. 2 0	4 7
No. 8	1 4	No. 2 1	4 8
No. 9	1 5	No. 2 2	5 1
No. 1 0	2 0	No. 2 3	5 2
No. 1 1	2 2	No. 2 4	5 4
No. 1 2	2 7	No. 2 5	5 6
No. 1 3	2 8	No. 2 6	5 8

(※) 本年7月19日（火）から8月31日（水）の間、「第三次環境基本計画策定に向けた考え方（計画策定に向けた中間とりまとめ）」公表に合わせて、新しい環境基本計画のあり方について広く意見を募集したもの。26件の御意見を頂いた。

環境基本計画のあり方に関する意見

No. 1

三．今後の環境政策の展開の方向

1. 環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的な向上

- より良い環境のための経済とより良い経済のための環境の実現

消費者の意識改革、特に、環境に配慮された製品を消費者が選択的に購入することを促すことについて（9 p）

意見1 環境への影響が大きい分野とは、なにか明確に記載すべし。

消費者消費エネルギー調査において、暖房、給湯が大きな割合を示している。したがって、暖房、給湯の分野を優先的に製品の環境評価を行う必要がある。

意見2 暖房の環境評価について、国民に周知すべし。

暖房エネルギーを削減する最も有効な手段として住宅性能の向上が上げられる。しかし、高断熱・高気密住宅により全館暖房を行うと現状の一室暖房よりもエネルギーが増加することとなる。消費者が全館暖房を選択する場合には住宅の高性能化が有効となるが、一室暖房を選択する場合には、効果が小さい。つぎに、暖房機器の1次換算エネルギー効率の高いものを採用することが有効となる。高効率ヒートポンプ、ガス・灯油暖房が環境にやさしい。北海道・東北で採用されている蓄熱式電気暖房器は前者より環境に対してよくないことを消費者に教える必要がある。

意見3 給湯の環境評価について、第三者機関で評価・公表すべし。

近年、家庭用燃料電池、エコウイル、エコキュートなど製品が販売されている。しかし、それらを採用した場合の環境評価について信頼できる第三者評価がない。主要都市の標準家庭に導入した場合の環境評価を第三者機関が行い、消費者に知らせる必要がある。ここで、環境評価の順位と経済性評価の順位に乖離が生じることが予想される。この乖離をうめるための合理的な政策として補助金などが考えられ、その補助金財源として環境税、賦課金などが考えられる。

意見4 最優先事項は国民に真実をわかりやすく提供することである。

私は、かつて環境にやさしい住宅の暖房・給湯システムを選択するため、省エネルギーセンターへ仙台で住宅を建てる場合、エコウイルを採用するのとエアコンとエコキュートの組み合わせとどちらが環境にやさしいかを質問しましたが、明確な回答が得られませんでした。経産省系団体は産業界に遠慮して真実を公表しない。環境省系の団体でLCA評価を行う団体を組織する必要があるのではないかでしょうか。

地球温暖化対策に関する基本方針では、メーカーにライフサイクルアセスメントの考え方による温室効果ガス排出量を消費者に提供するよう規定しているが、実現していない。少なくとも給湯と空調に関して国は国民に知らせる方策を講じる必要がある。

環境基本計画のあり方に関する意見

No. 2

P.8 社会経済へ環境配慮を織り込む方策について

<意見 1>

環境の汚染コストを市場価格に内部化することは、効果において、外部化して消費者の目に見えるようにすることに大きく劣る。外部化して汚染コストを消費者に明示することをこそを提言すべきである。

<理由 1>

最終の消費者が環境汚染コストを認識して費用を負担しないと、問題の解決には結び付かない。生産者はコストに見合った価格で需要があれば作り続けるのが市場原理であり、内部化してしまったら消費者に問題点が伝わらず、汚染もなくならない。外部化した汚染コストを消費者に明らかな形で支払っていただくのがベストである。仮に販売価格一万円で汚染内部コストが 100 円である商品が販売されていたとして、内部価格なら購入した消費者には何のインパクトもなく、商品は作り続けられる結果になることは明白。

ゴミ排出の有料化の議論においても、費用を外部化させて消費者に負担を求めるのが、最適な意識改革の手段とされている。温暖化対策税においても、電気代・ガス代・ガソリン代に汚染コストを内部化させた場合には削減効果が期待できないであろうことは、最近の原油価格暴騰の局面で需要が急減していないことで証明されている。

外部化して、消費者本人に環境汚染を意識付けることが何よりも必要のはずである。

<意見 2>

環境の汚染のコストは汚染者が負担という原則は間違い。ケースバイケースとするのが適切で、場合によっては消費者負担を原則とすべきケースもある。

特に、二酸化炭素温暖化に関しては、消費者負担が原則であるべき。

<理由 2>

消費者の需要があることによって、生産者の側での環境の汚染が起こっているのである。真の汚染者は消費者であり、消費者の意識改革なくして、環境問題の解決はない。

特に、温暖化税を考えた場合、消費者に外部コストとして負担をもとめる以外の方式はまやかしであると言わざるを得ない。仮に 200 万円の車に 5000 円の温暖化税が内部コストとして含まれていても購入者への意識改革効果がないのは明らかである。外部コストとして外税で記入されていた場合にのみ、消費者が環境負荷を認識する機会を与えられ、更には温暖化税を比較し、より環境負荷の少ない車を選択する可能性が出てくる。企業の反対も、税の転嫁が法的に認められる(電気ガスの料金と同一原則にもなる)外税なら、和らぐのではないか。

温暖化税は消費者負担としなければ、増税だけが目的であったという結果となることが明らかで、温暖化には何の効果も発揮しない。

<意見 3>

消費者(国民各位)には外税の温暖化税で意識改革を図り、企業には ESCO 事業で省エネ推進を図るのが温暖化対策政策のベストミックスと考える。

<理由 3>

企業は営利団体であり、エネルギー多消費企業ほど省エネには熱心に取り組んでおり、温暖化対策税による意識改革は不要かつ効果は皆無である。

逆に、営利企業なので投資効率の悪い省エネ投資は実施が難しいと言う現実があるため、ESCO 事業は投資効率というハードルを越えて省エネ投資を可能とさせる有力な手段になる。更に、ESCO 事業は省エネの初期投資を省エネ効果で回収可能であるため、国の負担は融資保証のみでよく、ライフサイクルで見れば実質的な出費をほとんどゼロで済ませられる省エネ推進が可能である。

消費者(国民各位)には外税の環境税を課し、企業には ESCO 事業で省エネを推進するのが温暖化対策政策のベストミックスと考える。

<意見4>

この取りまとめをはじめとして、最近の環境省の取りまとめでは、企業に負担を押付けることが解決策であるという発想が強すぎる。企業を日本から追い出したいと本気で考えているのか?というような印象を持たざるを得ない。日本での健全な企業の発展をもっと大切に考える発想の転換が必要である。

政府が存続できるのは税金のおかげであり、大多数の個人の所得税も企業の法人税も本をただせば企業が稼ぎ出したお金であることに思いを致さねばならない。

環境省の独自財源(天下り先)が欲しいばかりに、大衆の意識改革という本筋を忘れて、取りやすい企業の懐ばかりを狙っていると陰で言われていることを御存知であろうか。環境省に求められている理想を見失っていないか不安にならざるを得ない。つまらない陰口をささやかれないためにも、財源確保という安きに流れず、断固として環境汚染の張本人である最終消費者に働きかける本筋の環境問題解決策を目指していただくことを、国民の一人として強くお願いする。

環境基本計画のあり方に関する意見

No. 3

p.12 の不確実性を踏まえた施策決定と知見の向上等に伴う施策変更の柔軟化において基本的に賛成である。

もう少し、施策についての大きな変更であることから強調すべき。

予防の施策の合意形成が不可欠としているが、この部分はもう少し詳しく「専門家の意見を参考として関係者の合意形成が不可欠」とすべき。

理由は不確実な事案については政治的な判断となることから、利害関係者で十分に審議して合意形成をはかるべきである。一部の専門家は必ずしも当事者でない単なる職業としての研究分野に過ぎず、その点を明らかにして利害関係者の一人として議論に参加すべきと考える。

また、合意形成は一時の判断であることから、新たな事実に基づく変更ではなく、事実が見つからなくとも定期的に施策を評価して事実を確認する必要がある。従って「また合意形成はその時点の関係者間の合意であることから定期的に施策の評価を実施して、新たな事実をもとに関係者からの発議があれば再度施策について改善するための合意形成を図ることが不可欠である。」と修正すべきである。

中央環境審議会総合政策部会宛

環境基本計画のあり方に関する意見

環境基本計画のあり方に対する意見を下記のとおり提出します。

記

意見

(1) 総括的意見

海洋は地球表面の7割以上を占めており、人類にとって有用で豊富な海洋資源の開発が不可欠と云われています。

同時に、海洋は地球環境のために重要な役割を担っており、四方を海に囲まれた我が国として、深刻化する海洋汚染問題に対して、地球環境問題として、国内的にも今まで以上に真剣に取り組むべき大きな課題だと思います。

その意味では、第三次環境基本計画策定に向けた考え方の中間的とりまとめでは、政府として沿岸域を含む海洋環境問題に取り組む姿勢が感じられません。

(2) 個別的意见

総括的意見の視点から、以下、各項目について個別的意见を述べます。

二 2. 環境の現状

この項目の中で、我が国周辺海域での海洋環境汚染問題を分析し、記述していただきたい。(日本海でロシア原潜の放射能汚染を含め)

二 3. 解決すべき課題

この項目の中で、「各国と連携した国際的な取組や国際的な視点をもつた国内的取組が一層重要になってきている」一つとして、特に、日本海沿岸域での海洋ゴミの漂流・漂着問題を取り上げていただきたい。

三 2. 環境保全上の観点からの持続可能な国土・自然の形成

この項目の中で、国土保全のための海岸浸食対策について、その機能だけでなく環境保全及び自然景観上の観点の取組の重要性を取り上げていただきたい。

三 3. 技術開発・研究の充実と不確実性を踏まえた取組

この項目の中で、サハリン開発や東シナ海での石油・ガス開発に伴う海洋環境災害、特に大規模な油汚染事故に備えて、より安全な油処理剤の研究開発の必要性と大型航空機による散布装置の技術開発の必要性を取り上げていただきたい。

三 4. 国、地方公共団体、国民の新たな役割と参加・協動の推進

この項目の中で、次の二つを取り上げていただきたい。

○ 我が国の周辺海域での大型タンカー事故や海洋石油・ガス開発に伴う海洋環境災害時に即応できる国、地方自治体、大学等専門機関が連携する環境影響調査体制の整備の必要性

○ ナホトカ号事故以降も以前として真剣に取り組まれていない油処理剤の使用に関する漁業関係者等との事前合意のガイドライン協議の必要性

三 5. 国際的な戦略を持った取組の強化

この項目の中で、北西太平洋地域における NOWPAP を中心とする漂流・漂着ゴミ対策の取組状況と更なる海洋環境保全の重要性を取り上げていただきたい。

四 持続可能な社会に向けた重点的な取組

前述三の各意見を踏まえ、個別的分野、横断的分野の中で、海洋環境問題の重要性を具体的に取り上げていただきたい。

以上

人の健康・環境問題への「予防原則」適用推進の立場からコメントさせていただきます。

○全体として

2000年の第二次環境基本計画では、1992年のリオ宣言を忠実に言葉の上で引用したにとどまっていたが、今回のまとめでは、さまざまな角度からの「予防的な施策」が議論され、取り入れられており、評価できるものと考えている。一部、経済とのバランスを唱えながら経済優先の思想が見え隠れするのが気になる。今後、環境基本計画としてだけではなく、種々の環境から受けるリスクのみならず、バイオハザード、ケミカルハザード、フィジカルハザードおよび新しい技術の伴うハザードに対応できる、普遍的な制度として「予防原則」を確立してほしい。

予防原則は、因果関係が科学的に十分証明されていなくても、しかるべき理由があれば、対策の施行を可能にする概念であり、制度である。日本のアスベスト業界は、海外より後発だったにもかかわらず、海外の知見を十分生かさず、それらを無視し、行政も深刻に捉えず、予防的規制が遅れ、現在、未曾有のアスベストによる惨事の拡大につながっている。

○各論について

一 はじめに

① 1ページ下から4行目。主旨は理解できるが、「環境容量」の定義がない。これを「その時点で環境が破壊や汚染されていなければよい、許容量」のような意味で捉えるなら、環境破壊のぎりぎりまで酷使を許しかねない。実際は、環境には複数の働きかけがあり、時間的な変化も起きるので、十分な余裕をもって負荷を抑えておかなければいけない。そのため、範囲を客観的に示せない「環境容量」ということばは使わないほうがよい。したがって、1ページ下から4行目と2ページ上から3行目の「環境容量を超えて」を削除するか、言葉を変える。あるいは、定義する。

② 2ページ上から8行目、「環境と生き生きした関係」の表現は「環境と人の暮らしの生き生きとした関係」と言う意味か。

③ 将来世代への言及が明快で大変評価できる項目であると思う。

二 第三次環境基本計画策定に向けての現状と課題

3. 解決すべき課題

・ p 4下から3行目から；この項目の「日常生活や一般的な事業活動に伴って発生する環境負荷の削減」は非常に重要な課題で、現在の環境問題の多くはこれに属し、多くの人が実際に危害を蒙るかあるいは危害の危険を感じ、訴えている。これを予防的方策によって解決できる仕組を現実的に示してほしい。のために、「環境基本計画に示されている〇〇の項目によって、この環境負荷を排除できる」ことが実現できる形にしてほしい。

・ p 5上から7行目、9行目；国民が役割に応じて参加できる具体的な仕組み

を示してほしい。

・ 14行目；科学的に因果関係が不確実な問題に対して、積極的に言及しており、今日の多くの環境問題、顕在化の恐れのあるリスクはこの手の問題であるため、こうした問題の受け皿となる窓口がほしい。たとえば、インターネット上環境省のページに「環境 110 番」など設ける。関連する NPO や NGO に資金を提供してそれらを調査してもらう。

・ 下から 8 行目；国際的な視点は、貿易の問題だけではなく、人権に対する保護のレベルの問題にも関連があり、国際レベルに近づくような種々の取り組みが必要である。

4. 持続可能な社会に向けての環境面からの理念

・ p 5 の 1 行目；「環境の容量」の表現を変える

・ 3 行目；大変深い洞察に基づいていると思うが、「負担」は「リスクの負担」であり、さらに、「便益の享受」も公平であるべきである

三 今後の環境政策の展開の方向

1. 環境的側面 . . .

・ p 8 、 4 行目；「市場経済の中で」と限定しているが、問題によっては、市場経済を外れても資金を投入すべき場合もあるのではないか。

・ p 9 、下から 18 行目、「先進的な」は「国内外の先進的な」としてほしい。

3. 技術開発 . . .

・ p 12 、 14 行目；科学的知見が根源的な不確実性を含んでいるということに基づいた施策の変更の柔軟性は、これまでになく、高く評価できる項目である。不確実性の種類と程度をよく見極め、必要な場合に、種々の圧力に屈することなく予防的な方策がとられることを強調してほしい。そのためのコミュニケーションが必要である。

・ 下から 4 行目；前項目と同様、生態系も不確実性の多い分野なので、予防的な方策や方策の変更が柔軟に採れるようにすべきである。

4. 政策プロセスへの . . .

・ p 14 、 8 行目；評価プロセスにも国民が参画できる、日常的に稼動するシステムが必要である。現在ある環境省の「円卓会議」の地方版のようなものが全国にあって、定期的に施策を評価していれば、中央省庁の動き、たとえばこのようなパブコメが行われていることが全国に広く伝わっていくのではないだろうか。

6. 長期的な . . .

・ 長期的な展望がはじめて示された。まだ漠然としていて、もうすこしきめ細かな展望がほしい。むしろ、スウェーデンが行っているような問題別のタイムスケジュールを提示し、毎年、進捗状況を評価していく方法がよい。

以上です。よろしくお願ひいたします。